

静岡市議会基本条例のイメージ

市議会に関する基本的事項を定め、市議会の役割及び責務を果たすことにより、市民に開かれた市議会の実現を図るとともに、市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的として、静岡市議会基本条例を制定します。

市民



第6～8条

市民と市議会の関係

- ・開かれた市議会の実現に向けた環境整備
- ・議会活動に関する広報活動
- ・会議等及び資料の積極的な公開

市民と市長の関係

◎静岡市自治基本条例等で定められています。

二元代表制

市長と議員を住民が直接選挙で選び、互いに独立・対等の機関として、市の施策を決定・執行する制度です。

市議会



しぎかいぎいん
市議会議員

市長



しちやう
市長

市長と市議会の関係

第9～11条

- ・議決機関の役割を果たし、緊張関係を保持
- ・市長等に対する資料要求
- ・市議会が議決すべき事柄

市議会及び市議会議員

第3～5条

- ・市議会の活動 ・市議会議員の活動
- ・会派（同じような考えや意見を持つ市議会議員のグループ）の活動

議会運営

第12～14条

- ・開かれた議会運営
- ・常任委員会、議会運営委員会などの委員会の活動
- ・分かりやすい質疑方法

市議会体制

第15～17条

- ・市議会の機能強化
- ・議会改革の推進
- ・議会事務局等の機能強化・充実